

平生町 高齢者のためのサービスガイド



「生涯安心なまちづくり」

平生町地域包括ケアシステムのビジョン

高齢者が、豊富な経験や知識、特技などを地域社会に活かし、元気に暮しているまち

お互いに助けあい支えあいながら、地域活動の参加と協働で、笑顔があふれるまち

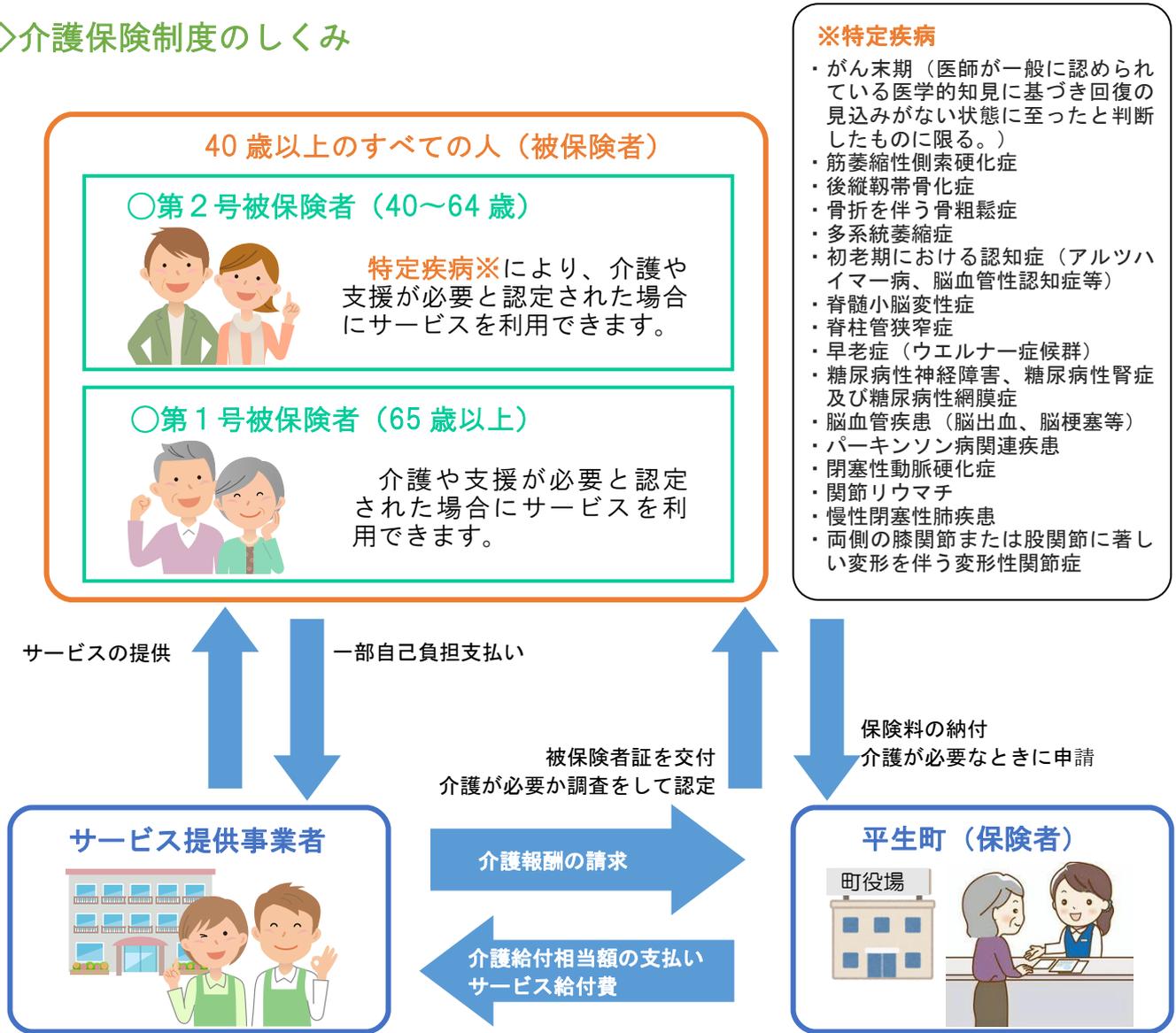
介護・医療の連携のもと、だれもが、尊厳をもって、暮らしているまち

平生町健康保険課
令和6年度版

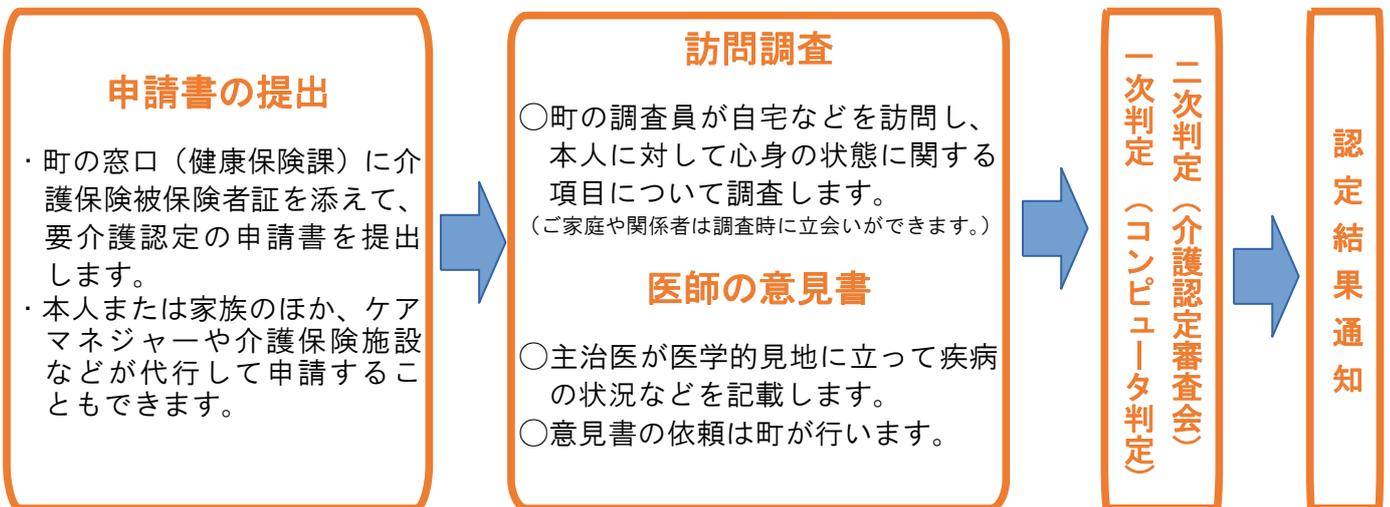
介護保険制度のしくみ

介護保険のサービスは、40歳以上の特定疾病により介護が必要となった人と65歳以上の介護が必要となった人を対象とし、介護認定を受けることで利用できるようになります。

◇介護保険制度のしくみ



◇介護サービスを利用するための申請から認定の流れ



介護保険サービスの利用の流れ

要介護（要支援）と認定されると、居宅や施設で介護保険サービスを利用することができます。（※ただし、要支援1・2の認定を受けた人は、施設サービスの利用はできません。）

在宅サービスを利用する方

在宅サービスとは、自宅で生活を送りながら受ける介護サービスです。訪問型、通所型など種類が豊富です。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼する

- 居宅介護支援事業者のケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。
- 依頼した事業所名を町に届け出てください。

■平生町内の居宅介護支援事業所

	事業所名	電話番号
介護	お茶の間社会福祉士事務所	0820-56-6464
	株式会社河村福祉サービス 柳井介護センター	0820-25-1770
	光輝会居宅介護支援事業所	0820-58-1111
	ながやす介護ステーション	0820-56-7890
	平生町社会福祉協議会	0820-56-8200
支援	平生町 高齢者地域包括支援センター	0820-56-8000

※「介護」は要介護1～5、「支援」は要支援1・2の人が対象となります。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- ケアマネジャーと本人や家族が話し合いながら、ケアプランを作成します。ケアマネジャーはサービス提供事業者と内容についての検討を行います。
- なお、ケアプランの作成には利用者負担はありません。

サービス事業者との契約

- ケアプランに基づいて、サービス提供事業者と契約を結びます。

在宅サービスの利用開始

施設サービスを利用する方

施設サービスとは、施設に入所して生活を送る介護サービスです。施設には種類があり、それぞれ役割が異なります。

入所したい施設を選ぶ

- 入所したい施設を選び、直接問い合わせます。
- わからないことがある場合は、高齢者地域包括支援センターにご相談ください。

■平生町内の介護保険施設

事業所名	電話番号
特別養護老人ホームつつじ苑	0820-56-1050
ユニット型 特別養護老人ホームつつじ苑	0820-56-1050
介護老人保健施設なでしこ	0820-57-3800
介護老人保健施設はとがみね	0820-58-1111
医療法人光輝会光輝病院 (介護医療院)	0820-58-1111

※町外の施設を利用することもできます。

サービス内容の説明

- 施設の担当者から、施設で受けられるサービスについて具体的な説明を受け、入所申込書を提出します。
- ※書類（重要事項説明書）の内容はよく確認しましょう。
- ※入所順位の決定のため、個別評価（審査）が行われる施設もあります。

施設との契約

- 入所の順番が回ってきたら施設と契約を結びます。
- 施設のケアマネジャーが、利用者にあった施設ケアプランを作成します。

施設サービスの利用開始（入所）

介護保険サービスの種類

◇居宅サービス

介：介護サービス（要介護1～5対象） 予：介護予防サービス（要支援1・2対象）

訪問介護

介護予防訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴・排泄などの身体介護や炊事・掃除、通院時の乗降介助などの生活援助を行います。



訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護

寝たきりの高齢者などの家庭に、簡易浴槽を積んだ移動入浴車で訪問し、浴槽を家に持ち込み、入浴介助を行います。



訪問看護

介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが家庭を訪問して、医師の指示のもと、医学的な管理や手当てなどの看護サービスを提供します。



訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション

通院が困難な方に対して、医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を助けるための機能訓練（リハビリテーション）を行います。



居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な方に対して、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが訪問し、療養上の管理や指導などを行います。



通所介護（デイサービス）

介護予防通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター（日帰り介護施設）に通い、食事・入浴の提供や日常動作訓練・レクリエーションなどのサービスが受けられます。



通所リハビリテーション(デイケア)

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

病院や老人保健施設など、医療の管理のもとで機能訓練や入浴・食事のサービスが受けられます。



短期入所生活介護(ショートステイ)

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームか短期入所施設にお預かりして食事や入浴などの日常生活上のお世話をします。



短期入所療養介護(ショートステイ)

介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

老人保健施設や病院などに短期間入所して医学的な管理のもとでの医療・介護・機能訓練を受けられます。



特定施設入所者生活介護

介護予防特定施設入所者生活介護

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)などに入所している高齢者も、介護保険の介護サービス計画に基づく食事・入浴・排泄の介助や機能訓練・療養上の世話を受けられます。



※居住費・食事は別途自己負担となります。

利用負担は、サービス提供事業所の加算等によって、実際の額と異なる場合があります。

◇居宅介護支援／介護予防支援

要介護認定の申請の代行や、認定後に、居宅で介護を受けようとする要介護者やその家族の状況、生活環境、希望に応じたケアプランを作成し、適切な居宅サービスが提供されるよう、事業者との連絡調整を行うなど、在宅での介護を支援します。



保険で全額まかなわれているため、利用者負担はありません。

◇施設サービス

介：介護サービス（要介護1～5対象） 予：介護予防サービス（要支援1・2対象）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排泄など常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。

■1か月あたりの施設サービス費(1割負担)のめやす

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、リハビリに重点をおいたケアが必要な方が入所します。

■1か月あたりの施設サービス費(1割負担)のめやす

介護医療院（要介護1～5）

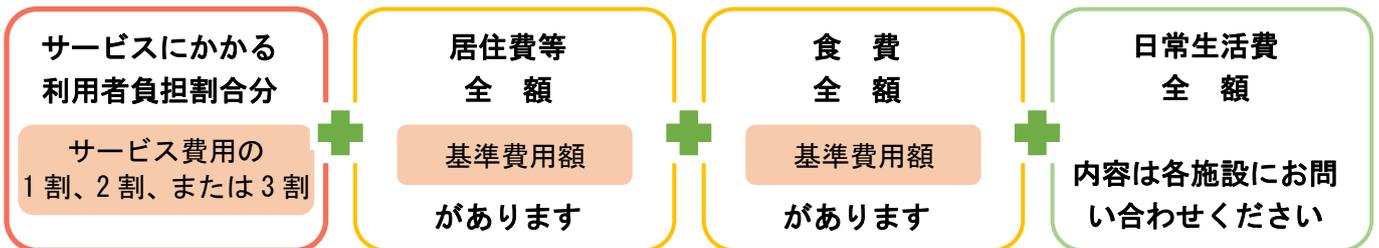
医学的管理のもとで、長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを一体的に受けられます。

■Ⅱ型 1か月あたりサービス費(1割負担)のめやす



◇施設を利用するサービスの場合

施設を利用するサービスの場合、利用者負担割合分(1割、2割、または3割)のほか、居住費等、食費、日常生活費は全額利用者が負担します。



基準費用額

基準となる額（基準費用額）が定められています。実際の費用は施設と利用者の間で契約により決められます。

■居住費等・食費の基準費用額（1日）

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,392円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は（ ）内の金額になります。

※食事の提供に要する基準費用額は、令和3年8月1日から1,392円→1,445円（日額）に変わります。

◇居住費等・食費が軽減される場合があります。

低所得の人は申請して認められた場合、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までになります。基準費用額との差額※は「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。
 ※施設と利用者間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額になります。

■負担限度額（1日） 令和3年8月から第3段階が細分化され、負担限度額が一部変わります。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額※+課税・非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階	① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額※+課税・非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額※+課税・非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

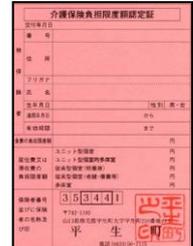
●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額となります。

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから「公的年金等に関する雑所得」を控除した金額を用います。さらに、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

上の表に当てはまっても(1)(2)のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- (1) 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- (2) 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金などが以下の場合

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合



◇地域密着型サービス 介：介護サービス（要介護1～5対象） 予：介護予防サービス（要支援1・2対象）

認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が、居宅からの送迎、簡単な健康チェック、食事、排泄、入浴など、日帰りで日常生活上の世話や、簡単な機能訓練などを受けられます。



認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、グループホームで入浴、排泄、食事の介護など、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。



地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)での入浴、排泄、食事の介護など、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話を受けられます。



小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

身近な事業所で食事などの日常生活に必要な世話を受ける「通い」のサービスや、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせで受けられます。



利用負担は、サービス提供事業所の加算等によって、実際の額と異なる場合があります。

生活環境を整えるサービス

住宅改修・介護予防住宅改修

次の住宅改修をした場合に、費用は利用者が全額を支払い、申請により後からその費用の9割分(一定以上の所得のある方は8割または7割分)が支給されます。

■ひとつの住宅につき20万円まで支給の申請ができます。

例：10万円の工事→9万円支給 20万円以上の工事→18万円支給 ※1割負担の場合

■申請には、介護支援専門員(ケアマネジャー)の理由書や施工前後の日付入り写真などが必要となります。

■工事を開始する前に、必ず介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。

1.手すりの取り付け

居宅の出入口・居室・廊下・便所などに転倒の防止や移動動作を助けるために設置するもの。

2.床段差の解消

居宅の出入口や居室・廊下・便所・浴室など各室間の床段差を解消するためのもの。

3.滑り防止などのための床材の変更

居室や浴室などで、滑りにくい床材へ変更するもの。

4.引き戸などへの扉の取替え

扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更や戸車の設置なども含む。

5.洋式便器などへの便器の取替え

和式から洋式便器へ取替える場合など。

6.その他1~5の工事に必要な付帯工事



福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるために、次の福祉用具が借りられます。

- ・車いすとその付属品
- ・特殊寝台とその付属品
- ・じょくそう(床ずれ)予防用具
- ・体位変換器
- ・手すり
(工事を行わない程度のもの)
- ・歩行補助つえ など



利用負担のめやす

用具の種類・日数・事業所によって異なります。要介護度により利用が制限される場合があります。

特定福祉用具販購入・介護予防特定福祉用具購入

次の福祉用具を購入した場合に、費用は利用者が全額を支払い、申請により後からその費用の9割分(一定以上の所得のある方は8割または7割分)が支給されます。

- ・毎年度10万円までの支給の申請ができます。
- ・腰掛け便座
- ・特殊尿器
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・入浴補助用具



※自分にあつた用具を購入するため介護支援専門員(ケアマネジャー)へご相談ください。

●介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。

※市区町村が主体となって行われる地域支援事業のひとつです。サービスの内容や利用者負担などは、市区町村ごとに異なります。

介護予防・生活支援サービス事業（要支援1・2）

●要支援1・2の認定を受けた人が対象です。

項目	主な事業内容
通所型サービス	通所型サービスとして、介護予防通所介護と同程度のサービスを提供しています。今後は、運用基準を緩和した通所型サービスや住民主体で行う通所型サービスとの併用も検討します。
訪問型サービス	訪問型サービスとして、介護予防訪問介護と同程度のサービスを提供しています。今後は、運用基準を緩和した訪問型サービスや住民主体で行う訪問型サービスで多様な日常生活支援のサービスの併用を図っていきます。

一般介護予防事業

- 介護予防に関する普及啓発や、運動・栄養・口腔等にかかる教室・講座などの開催
- 介護予防のための地域活動の支援
- 住民主体の「通いの場」など介護予防活動の育成や支援

【サービス内容】

●いきいき百歳体操



新規グループ募集中！

- ご近所や友人を誘って、新規のグループをつくることもできます！
- ・おおむね65歳以上の人で構成される5人以上のグループ
 - ・週に1回以上体操し、3か月以上継続して自主的に取り組めること
 - ・会場、イス、テレビ、DVDプレイヤー、血圧計を準備できること
- ※グループには、DVDやおもりの貸出しと、体操指導（3回目まで）を行います。
- ※初回と3か月後の体力測定および結果の分析を保健師が行い、体操の成果を皆さんにお伝えします。

●シニア筋力向上トレーニング教室

高齢者用に開発された4台の機器（マシン）を使って行う筋力トレーニングや、柔軟性、バランス能力を向上させるトレーニングを行い生活機能の維持・向上を目指します。



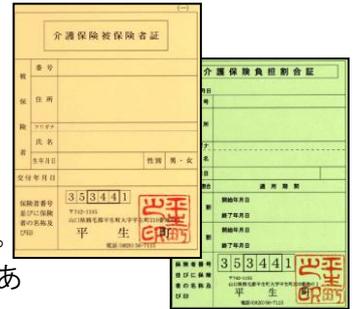
●介護予防教室(元気アップ体操)

「やまぐち元気アップ体操」は、いつまでも元気に「ありがたい」「なりたい」自分になれるように、筋力・柔軟性・バランス能力・持久性・二重課題処理能力といった心身機能や活動能力を維持・向上する目的で、県と県内のリハビリテーション専門職が考案した体操です。



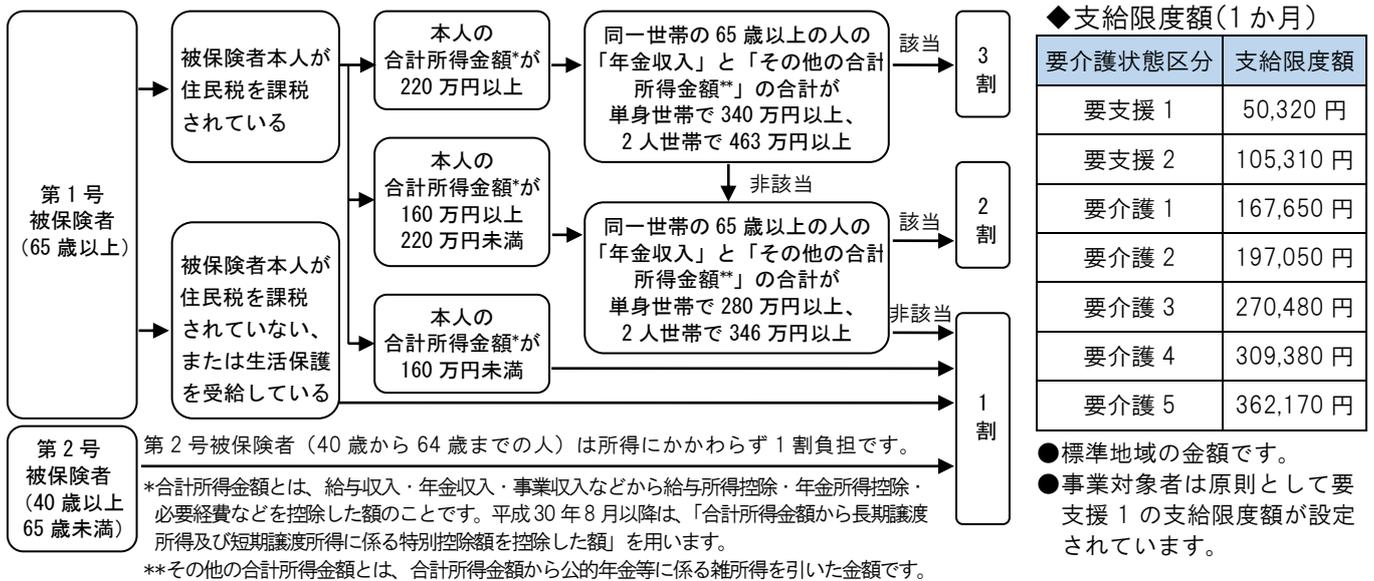
利用者負担：利用者は費用の一部を負担します

利用者は実際にかかるサービス費用の一部を支払います。
サービス利用の際は、介護保険の「保険証」と利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を提示してください。



◇利用者負担の割合と支給限度額

利用者負担の割合は、サービスにかかる費用の1割、2割、または3割です。ただし、おもな在宅サービスなどにはサービス費用に対する「支給限度額」があり、それを超えた場合は、超えた分が全額利用者負担になります。



◇負担の軽減について

同じ月のサービスの利用者負担の世帯合計額(支給限度額を超えた分からは除く)が一定の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

■利用者負担の上限額(1か月)

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
・年収約1,160万円以上	140,100円
・年収約770万円以上約1,160万円未満	93,000円
・年収約383万円以上約770万円未満	44,400円
・一般	44,400円
・住民税世帯非課税等	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
・生活保護の受給者	15,000円(個人)
・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

●市町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になったとき(高額医療・高額介護合算制度)

同じ世帯で負担した介護保険と医療保険の自己負担額(介護保険は高額介護サービス費、医療保険は高額療養費を適用後の自己負担額)を年間(8月～翌年7月)で合算*して限度額を超えた分が支給されます。

※医療保険ごとに計算するため、異なる医療保険では合算できません。

健康づくり・介護予防のサービス

■通いの場の普及

高齢者が集まり健康づくりや介護予防のため運動や交流をする通いの場を各地域に配置しています。百歳体操の実施では、ビデオを見ながら椅子やおもりを使って誰にでもできる簡単な体操を行います。

資料：町ホームページ（いきいき百歳体操（平生町版））

■介護予防教室（元気アップ体操）

筋力・柔軟性・バランス・持久力・二重課題処理能力などについて、心身機能や活動能力を維持・向上することを目的に3か月のプログラムによるトレーニングを理学療法士の指導のもと行います。

資料：町ホームページ（やまぐち元気アップ体操（山口県））

■シニア筋力向上トレーニング教室

おおむね60歳以上の方を対象にした、3カ月のプログラムによるトレーニングです。トレーニングマシンを使用した筋力向上トレーニングと体の機能の衰えを予防するための簡単な運動を行います。

■はり・きゅう・マッサージ施術費助成

70歳以上の高齢者に対して健康維持を目的に助成を行います。町内で施術を受ける「はり・きゅう・マッサージ」の利用補助券を支給します。

生活支援体制について

■生活支援サービスの創設やマッチング

生活支援コーディネーターと各地域の組織団体と連携して地域の生活支援のニーズを把握し、また、サービスの創設やマッチングを行います。日常生活に必要な地域でのサービスの提供を支援します。

■福祉タクシー利用助成（条件あり要確認）

要介護・要支援状態または75歳以上の高齢者及び障がい者に対して、タクシー利用補助券を支給します。

但し、本人及び同居の方が運転免許証及びバイクや自動車を所持していないことが条件です。

■おでかけ支援サービス

地域ボランティアと行政の協働事業により、町内に居住する概ね75歳以上の高齢者や障がい者などを対象に、通院や買い物、地域活動などについて、安否確認を兼ねて移動支援を行います。（宇佐木地区・佐賀地区のみ）

■介護用品支給事業

要介護3以上の認定者を抱える家族に対して、紙おむつなどを支給することにより、介護者の経済的負担の軽減を図ります。

※要介護3の場合は、「ねたきり度」や「認知症による介護の度合い」で判定します。

医療介護連携について

■地域の医療・介護連携の情報

町内の医療機関や介護事業所などを整理したパンフレットを作成・配布を行います。

資料：町ホームページ（医療・介護資源情報）

■切れ目のない医療・介護サービス提供

在宅医療と介護が連携して一体的なサービスとして提供できるよう、多職種の連携体制構築を図ります。

（多職種の研修会・ケアカフェの開催）

高齢者の入退院時にスムーズな介護サービスにつながるよう、また、在宅での看取りの在宅医療と介護のサービス連携など、切れ目のないサービス提供をします。

認知症のサービスについて

■認知症ケアパス

認知症の相談、医療の支援、家族同士の情報交換、予防、見守り、介護・生活支援についてその状態に合わせたガイドブックを作成しています。

資料：町ホームページ（平生町認知症ケアパス）

■認知症カフェ

認知症の人とその家族、地域住民など誰もが参加でき、集うことができる認知症カフェの運営を支援しています。

■若年性認知症支援

認知症を65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされますが、その実態把握や必要な支援を行います。

■認知症本人の発信支援

認知症の人自身の意見を聞く場所を設定し、認知症を持つ人が地域で共生していくために本人の声を聴き・活かす方法を地域で共有します。

■認知症対応初期集中チームの設置

認知症初期集中支援チームにより、地域包括支援センターなどと連携を図りながら、地域の認知症高齢者の早期発見や早期対応に努めています。

■ひとり歩き高齢者等の地域の見守り

小型タグとスマホアプリを活用して、認知症高齢者等が行方不明となったときに早期に発見できる体制を構築し認知症の人と共生するまちづくりを推進します。

資料：町ホームページ（認知症高齢者等の見守りにご協力ください。）



（見守りメールの登録）

その他のサービス

■権利擁護相談

地域包括支援センターや社会福祉協議会などと連携しながら、高齢者などからの権利擁護に関わる相談に対応します。

■成年後見制度

パンフレットの配置や講座の開催により、制度の周知を図ります。

成年後見制度利用関係機関と連携を図り、制度利用の支援を行います。

介護保険料

	対 象 者		所得等	保険料率	年額 (円)
	住民税課税状況				
	世帯	本人			
第 1 段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者または生活保護の受給者	0.285	17,270
第 2 段階			合計 課税年金収入と 合計所得金額の 80万円以下		
第 3 段階			80万円を超え 120万円以下	0.485	29,390
第 4 段階			120万円を超え	0.685	41,510
第 5 段階			80万円以下	0.900	54,540
第 6 段階	課税	課税	80万円を超え	1.000	60,600
第 7 段階			120万円未満	1.200	72,720
第 8 段階			120万円以上 210万円未満	1.300	78,780
第 9 段階			210万円以上 320万円未満	1.500	90,900
第 10 段階			320万円以上 420万円未満	1.700	103,020
第 11 段階			420万円以上 520万円未満	1.900	115,140
第 12 段階			520万円以上 620万円未満	2.100	127,260
第 13 段階			620万円以上 720万円未満	2.300	139,380
			720万円以上の人	2.400	145,440

※上記の保険料は、令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度のものです。

◇介護保険料の納め方

区分	普通徴収	特別徴収
内容	<p>送付された納付書により、役場出納室や金融機関の窓口で納めていただけます。納付には口座振替を利用するとたいへん便利です。</p> <p>※口座振替の手続きは金融機関の窓口へ</p>	<p>年金の支給月に、年金受取口座に年金が振り込まれる前に介護保険料を天引きします。</p> <p>年金が年額 18 万円以上の人 年金から差し引かれます（特別徴収）</p> <p>年金の定期支払い（年 6 回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。</p> <p>●前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、前年の所得などが確定する前の 4・6・8 月は仮に算定された保険料額を納付します（仮徴収）。10・12・2 月は本年度の保険料を算出し、既に納めた仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します（本徴収）。</p> <p>年金が年額 18 万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度途中で 65 歳になったとき ・年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき ・年金が一時差し止めになったとき ・年度途中で他の市区町村から転入したとき など

◇介護保険・高齢者の暮らしに関するお問合せ先

■平生町役場健康保険課

TEL (0820)56-7115

■平生町地域包括支援センター

TEL (0820)56-

(令和 6 年 4 月改定)

